

日行連発第 682 号
令和 4 年 8 月 29 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 原田 誠

自賠責保険・共済紛争処理機構の紛争処理業務規程の改正について（周知）

自動車損害賠償保障法の一部が改正され、指定紛争処理機関に係る内容として、時効の完成猶予や訴訟手続の中止の規定が新設されました。また、改正法を踏まえ、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部が改正され、紛争処理の申請の通知、申請の変更等、必要な手続の規定の整備を行うことに加えて、紛争処理の申請等の手続について、電子化への対応が定められました。

これらの改正法令により、指定紛争処理機関である（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構の「紛争処理業務規程」も改正され、令和 4 年 9 月 1 日より実施されることになったということで国土交通省より別添資料のとおり周知依頼がありました。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、別添資料について会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

別添資料：

- 1 自動車損害賠償保障法 新旧対照表
- 2 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 紛争処理業務規程（改正後）
- 3 紛争処理業務規程 新旧対照表